

令和５年度第２回門真市廃棄物減量等推進審議会議録

会議の名称	令和５年度第２回門真市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和６年２月１日(木)午後２時から３時50分まで
開催場所	門真市役所本館２階 大会議室
出席者	【出席】（出席人数 ７人/全９人中） 副会長 島田 洋子 委員 内海 秀樹 委員 長谷川 忠秋 委員 西口 眞弓 委員 合田 征一郎 委員 有馬 直人 委員 辰巳 秀司 【欠席】 会長 水谷 聡 委員 三ツ川 浩一 【事務局】 環境水道部：溝口部長、廣田次長、田尻総括参事、宮井参事 環境政策課：森井課長、西田課長補佐、上垣課長補佐、 上野副参事、黒田主任、寺田係員 クリーンセンター業務課：山本課長、本田課長補佐 クリーンセンター施設課：山田課長、楠本課長補佐、三島課長補佐
議題 (内容)	1 第１回審議会における検討内容と意見等の整理 2 ごみの減量・リサイクル等に関する市民アンケート調査 報告書について 3 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにおける主な変更 点について 4 その他
傍聴定員	5人（公開）
担当部署 (事務局)	(担当課名)環境水道部環境政策課 (電話)06-6902-6490(直通)

司会	それでは、ただいまより、第２回「門真市廃棄物減量等推進審議会」を開催させていただきます。 委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。 本日の司会を務めさせていただきます、環境水道部環境政策課副参事の上野でございます。 よろしくお願いいたします。 失礼ながら、着座にて進行させていただきます。 さて、本日は、委員９名中７名がご出席されておりますので、門真市廃棄物減量等推進審議会規則第５条第２項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 なお、本日、会長である水谷委員がご欠席のため、門真市廃棄物減量等推進審議会規則第４条第３項に基づき、副会長である島田委員に職務を代理いただきます。 次に、本審議会につきましては、前回の審議会におきまして公開することが決定しております。 議事録作成のために、会議の模様を録音させていただきますことをご了承ください。 ご発言に際しては、お手元のマイクのボタンを押してから、ご発言いただきますようよろしくお願いいたします。 次に、お手元に配布させていただいております資料のご確認をお願いいたします。 １点目、「議事次第」でございます。 ２点目、「門真市廃棄物減量等推進審議会委員名簿」でございます。 ３点目、資料１「第１回審議会における検討内容と意見等の整理」でございます。 ４点目、資料２「ごみの減量・リサイクル等に関する市民アンケート調査報告書」でございます。
----	---

	5 点目、資料 3 「一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにおける主な変更点について」でございます。 6 点目、参考資料 1 「門真市廃棄物減量等推進審議会規則」でございます。 7 点目、参考資料 2 「門真市廃棄物減量等推進審議会 会議公開要領」と 8 点目、参考資料 3 「会議傍聴要領」でございます。 9 点目、参考資料 4 として、会議用に令和 2 年 3 月に策定しました「門真市一般廃棄物処理基本計画」をご用意させていただいております。 以上の 9 種類でございますが、お手元にはない資料がございましたら、事務局までお知らせ願います。 それでは、議事次第に従い、進行させていただきます。 前回の審議会でご欠席の方がいらっしゃいましたので、改めて委員及び事務局を紹介させていただきます。 初めに審議会委員の皆様をご紹介します。 お手元の資料の委員名簿の順番にお名前のみご紹介させていただきます。 はじめに、第 1 号 学識経験者としまして、本審議会の副会長をお願いしております島田委員でございます。
副会長	島田です。よろしくお願いします。
司会	内海委員でございます。
委員	内海です。よろしくお願いします。
司会	次に第 2 号、関係市民団体を代表する者の委員としまして、長谷川委員でございます。

委員	長谷川です。よろしくお願いします。
司会	西口委員でございます。
委員	西口です。よろしくお願いします。
司会	次に第３号、関係業者団体を代表する者の委員としまして、合田委員でございます。
委員	合田です。よろしくお願いします。
司会	有馬委員でございます。
委員	有馬です。よろしくお願いします。
司会	辰巳委員でございます。
委員	辰巳です。よろしくお願いします。
司会	なお、先ほども申しましたが会長である水谷委員、また三ツ川委員につきましては、ご欠席となっております。 皆様、よろしくお願いいたします。 続きまして、事務局をご紹介します。 〔事務局の紹介〕
司会	ありがとうございました。 それでは、３．門真市を代表しまして、環境水道部長の溝口よりご挨拶を申し上げます。 よろしくお願いいたします。

部長	環境水道部長の溝口でございます。門真市廃棄物減量等推進審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 委員の皆さまにおかれましては、平素より本市環境行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本日は、何かとお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 本日は、第２回の審議会となりまして、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにおける主な変更点についてご審議をお願いしたいと考えております。 限られた時間ではございますが、循環型社会形成に向けまして、廃棄物の減量や適正処理のための新たな施策等を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
司会	それでは、以後の進行を島田副会長にお願いしたいと存じます。 島田副会長、よろしくお願いいたします。
副会長	それでは、次第に沿って進行させていただきます。 ４．（１）「第１回審議会における検討内容と意見等の整理」について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは資料１第１回審議会における検討内容と検討の整理をご覧ください。 まず初めに、会長、副会長の選出ですが、水谷委員に会長、島田委員に副会長を選出させていただきました。 ２．会議の公開非公開につきましては公開とすると議論いただきました。 続きまして３．一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについ

てです。

各委員の皆様からいただいた主なご意見といたしましては、製品プラスチックの分別や家庭ごみ有料化の導入当初は、不法投棄が増加する恐れがあるので、対応策を検討する必要があるとの意見に対しまして、本市の対応といたしましては、不法投棄増加の懸念は、ご指摘の通りであり、家庭ごみの有料化は、周辺の自治体と連携をとりながら実施していきますと回答しております。

次に、ごみ処理の広域化が実施され、門真市に大阪広域環境施設組合のごみ焼却炉を建設する場合、収集車の交通量増加が懸念されるので、近隣への環境配慮が必要との意見に対しまして、ごみ処理広域化は検討中であり、大阪広域環境施設組合のごみ焼却炉建設は未定。

一般的にごみ焼却炉を建設する場合には、生活環境影響調査等の手続きが必要となるので、その中で環境対策や環境配慮を検討することになりますと回答しております。

次に、廃棄物の処理および清掃に関する法律では、事業所から出た廃プラスチック類は、従業員が食べたカップ麺のごみなども全て産業廃棄物になるが、一方で市町村が必要と認めたものは、たとえ産業廃棄物であっても、一般廃棄物として合わせて処理することができると規定されている。

門真市が焼却する廃棄物からそのような廃プラスチック類を排除する場合は、排出者等の理解が得られるよう、十分な説明が必要との意見に対しまして、一般廃棄物とあわせて処理している廃プラスチック類について、直ちに門真市の見解を変更する予定はないが、海洋汚染問題など社会的問題となっているので、廃プラスチック類のリサイクルとの取り組みを進める中でよりよい方法を検討していきますと回答しております。

次に、現計画では、環境基本計画とのつながりがあまり記載されていない。

	計画見直しにあたっては、環境への取り組みとごみ問題がどの様に係わっているのか、門真市の取り組みを含めた形でわかり易くした方が良いとの意見に対しまして、拝承。 次に、家庭ごみは市民一人ひとりの環境意識が高まって協力していただかないといけない。 ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン、SDGsなどの言葉が躍っているが、各種の取り組みがどのように関連して課題解決に繋がるのか、わかりやすく表現できれば良いとの意見に対しまして、拝承。 次に、焼却施設の基幹的設備改良工事等の事業期間、役割等がわかり難い。 ごみ処理広域化とも連動するので、市民への説明を分かり易くした方が良いとの意見に対しまして、拝承。 次に、ごみの発生量は減っているのに処理費用が増えているのはなぜかとの意見に対しまして、焼却施設の老朽化から維持管理費が高くなっていますと回答しております。 次に、ごみ処理広域化が前提と受け取れるが、他の選択枠がある中でどのように考えているのかを含めて説明してはどうかとの意見に対しまして、拝承。 本市としては、ごみ処理広域化を前提に考えていると回答しております。 次に、クリーンセンターの運営をDBO方式で民間委託しているが、検討プロセスを見せていただいた方が良いとの意見に対しまして、拝承。 次に、広域化を検討する場合、ごみ質など持ち込み先のデータも記載すべきであるとの意見に対しまして、拝承。 次に、食品ロスへの対応として、家庭でたい肥化するという選択肢があっても良いとの意見に対しまして、拝承。 次に、企業から出た弁当がら等が、産業廃棄物になるのか一般廃棄物になるのかははっきりと分かり易くしてほしいとの意見
--	--

副会長	に對しまして、一般廃棄物と合わせて処理するか、各市町村が判断することになっているが、ごみの分別に困らないよう普及啓発、周知等に努めていきますと回答しております。 次に、災害廃棄物の仮置場をあらかじめ担保し、周知しておく必要があるとの意見に對しまして、拝承。 次に、新型コロナウイルスのような未知のウイルス等の感染が流行した際に、収集業務従事者の二次被害が懸念される。 感染性のあるごみをどのように処理していくか検討されてはどうかとの意見に對しまして、未知のウイルスへの対応については、国の指導に従い、必要な対応を行いますと回答しております。 次に、生活排水処理基本計画の話は上がっていないが、中間見直しにおいて、排水処理基本計画は議論しなくていいのかとの意見に對しまして、時点修正など必要な見直しを行いますと回答しております。 次に、４．市民アンケート調査の実施についてであります。 委員の皆様からいただいたご意見といたしましては、補足質問が難しく専門的・行政的な文章になっているとのご意見でありますとか、既に有料化を実施した市町村でどのような調査をしたか参考にした方が良いという意見ですとか、今後もこのアンケートは続くと思うので、できるだけ変えないようにしてほしいというようなご意見をいただきました。 皆様からいただいたご意見を基に、アンケート調査を修正いたしまして、アンケート調査を実施しております。 資料１の説明は以上でございます。 ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
-----	--

委員	３．一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて、１ページ目の上から二つ目右側に、「ごみ処理広域化は検討中であり」と書かれているのですけれども、次のページの４段目の右に記載の「広域化を前提に考えている」とのニュアンスが違うので合わせておくほうがいいのではという印象を持ちました。
副会長	ありがとうございました。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	御指摘ありがとうございます。 確かにこの字面だけを読むとそのように感じるなというのを今改めて思ったところでございますが、前回の審議会の議論の中で門真市としては、国等の指導もありますので、単独の処理を続けていくわけにはいかないという状況にありますから、大阪広域環境施設組合の方に将来的に加入していくということを前提に考えているということなのですが、加入することが決まっているわけではなくて、現在は検討段階にあるというところで、議事録を部分的に切り取ると、確かに表現が異なっているなというのは、おっしゃる通りかと思います。
副会長	他にございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。
委員一同	〔意見なし〕
副会長	次に、（２）「ごみの減量・リサイクル等に関する市民アンケート調査報告書について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、資料２ ごみの減量・リサイクル等に関する市民ア

ンケート調査報告書についてご説明します。

1 ページをご覧ください。

第1部概要として、第1章に調査の目的、第2章に調査の概要を記載しております。

調査方法としましては、前回の審議会でご説明しましたとおり、門真市民の中から無作為に1,500人を抽出し、調査票を郵送により調査を行ったほか、広報誌へQRコードを記載し、インターネットによる回答を求めました。

調査項目は、記載の5項目で、有効回答数は443件、うちインターネットによる回答は48件でした。

また、第3章の「報告書の見方」に記載のとおり、表やグラフ内にあるかっこ書きで並記した構成割合は、前回の調査結果を記載しております。

それでは、市民アンケート結果のご説明をいたしますが、お手元にごございます一般廃棄物処理基本計画の冊子の巻末資料8をご参照いただきながら説明をお聞きいただきましたら、前回調査結果との比較などが分かり易いかと思います。

報告書の2ページから市民アンケートの回答者属性をまとめております。

回答者属性の特徴的なところとしましては、(2)の性別で女性が70.4%を占めていることや、(3)年齢では50代以上の割合が合計で78.2%であること、(4)家族構成では単身または夫婦のみの割合が合計で55.7%、(7)居住年数では居住年数が10年以上の割合が75.5%、(8)職業では家事専業または無職の仕事をされていない方の割合が45.8%、

(9)1週間の食品買い物日数では週に2日または3日買い物をする方が多く48.3%であることなどが見られます。

また、4ページの水色の囲みの中に、前回調査との比較で変化が見られた点を記載しておりますのでご参照ください。

次に5ページをご覧ください。

	1 ごみの減量やリサイクルなどに関する現在の意識と行動についてで、（１）では、ごみの減量やリサイクルについてどの程度関心があるかをお聞きしました。「１非常に関心がある」または「２ある程度関心がある」と回答とした割合は89.4%で、ごみの減量やリサイクルへの関心の高さが伺える結果となりました。 次に、６ページをご覧ください。 ①から⑮の行動をどの程度実践しているかをお聞きしました。 ７ページにグラフで結果をまとめております。全体的に「１ほぼ実践している」、「２ときどき実践している」と回答した人の割合が高く、多くの方が環境に配慮した行動を実践されています。 なお、注意書きのとおり、⑤から⑬の項目が食品ロス削減の取り組み項目であり、８ページの消費者庁の消費者生活意識調査とよく似た設問になっています。 調査結果は、前回調査と比較して、④のマイバックを使用することが浸透しているほか、消費者庁調査と調査方法は異なるものの、消費者庁の調査結果と比較して、全般に取り組みの実施割合が高い結果となっています。 次に、９ページをご覧ください。 ①から⑨の品目の資源化可能なごみをどのように処分しているかを質問する内容となっています。 10 ページで「２市の普通ごみとして出している」の割合を見ますと、「①紙パック」で39.3%、「⑤その他紙製品」で34.3%、「⑥古布」で21.2%と、普通ごみとして出されている割合が高い項目があるものの、全般的には何らかの形でリサイクルをすることが一般的となっていることが伺えます。 また、11 ページでは、「２市の普通ごみとして出している」と回答した方を対象にどのような仕組みや方法があれば分
--	---

	別できるかをお聞きしました。 「1 近くで再生資源集団回収をやっている場所・日時がわかればできる」、「3 スーパーの店頭等で、いつでも持って行ける場所があればできる」、「2 収集頻度が今よりも高ければできる」の順に回答が多い結果となりました。 次に、12 ページから「2 食品ロス削減に関する現在の意識と行動について」で、(1) では、消費期限と賞味期限についての理解度をお聞きしました。 消費期限と賞味期限ともに、約 85%の方が「1 意味を正しく理解していた」と回答しており、13 ページの消費者庁調査結果よりもやや高い結果となっています。 次に 14 ページをご覧ください。 (2) では、「食品ロス」が SDGs のターゲットのひとつになるなど、国際的にも問題になっていることを知っているかをお聞きしました。 「1 よく知っている」と「2 ある程度知っている」の合計は 81.1%であり、15 ページの消費者庁調査結果とほぼ同程度でありましたが、「4 全く知らない」と回答した割合は 2.9%で消費者庁調査の 7.9%よりもやや低い結果となりました。 次に、16 ページをご覧ください。 (3) では、まだ食べることができる食品を捨ててしまうことがあるかをお聞きしました。 「1 捨てたことがない」と「2 あまり捨てることがない」の合計は 79.2%であり、17 ページの消費者庁調査結果とほぼ同じ結果でした。 次に、18 ページをご覧ください。 (4) では、1 年以内で未開封・未使用の食材・食品を捨ててしまったことと、捨ててしまった際の理由をお聞きしました。 「1 消費期限が切れた」の割合は 36.8%であり、19 ページ
--	--

の消費者庁調査結果の 29.2%と比較してやや高く、その他の項目の割合は全般的に低い結果となりました。

次に、20 ページをご覧ください。

(5) では、1 年以内で料理を食べ残して捨ててしまった際の理由をお聞きしました。「1 保存していることを忘れていて、傷んでしまった」が最も多く 34.3%、「2 保存方法が不適切で、傷んでしまった」、「3 作りすぎたため、食べきれなかった」が同数の 20.1%でした。

「9 捨てた経験はない」の割合は 25.1%でしたが、21 ページの消費者庁調査結果では、「捨てた経験はない」の割合が 35.5%で本市の方が低い結果となりました。

次に、22 ページをご覧ください。

(1) では、新たに「製品プラ」の分別回収を実施することについて、どのように思うかをお聞きしました。

「1 よく知っている 協力したい」、「2 ある程度は知っている どちらかというと協力したい」の合計が 71.8%を占めていました。

また、23 ページでは、(2) で製品プラの分別回収を推進するために、市はどのような取り組みを行うべきかを複数回答可でお聞きしましたところ、「3 分かりやすい分別方法の検討」(71.3%)、「2 製品プラの普及啓発」(44.0%)に取り組むべきとする意見が多くを占めていました。

次に 24 ページをご覧ください。

4 家庭ごみの有料化についての設問で、(1) では、家庭ごみの有料化の導入についてどのように思うかをお聞きしました。

「3 あまり賛成できない」と「4 賛成できない」の合計が 60.1%、「1 賛成である」と「2 どちらかと言うと賛成である」の合計が 22.2%で、賛成できないとの意見が過半数であるものの、有料化の導入に賛成する意見も一定数ありました。

	次に、25 ページです。 (2) では、有料化が実施された場合、ごみの減量やリサイクルに対する取り組み方が変わると思うかをお聞きしました。 家庭ごみ有料化が実施された場合「1 より一層積極的に取り組むと思う」と「2 どちらかと言うと積極的に変わると思う」の合計が 39.9%、「4 全く変わらないと思う」と「3 あまり変わらないと思う」の合計が 39.7%とほぼ同数でした。 次に、26 ページの(3) では、ごみを出す量の多い・少ないに関わらず、金銭的負担に差がないことについてどのように思うかをお聞きしました。 金銭的負担に差がないことに「1 不公平だと思う」と「2 どちらかと言うと不公平だと思う」の合計が 42.9%、「4 不公平ではないと思う」と「3 あまり不公平だと思わない」の合計が 39.6%とほぼ同程度でした。 次に、27 ページの(4) では、家庭ごみの有料化を行う場合、市はどのような取り組みを行うべきだと思うかを複数回答可でお聞きしました。 「1 一定量の無料化」、を行うべきとする意見が多く、「2 ボランティアによる清掃活動により出たごみの無料化」の割合は 31.2%でした。 次に、29 ページからは、ごみの減量・リサイクルなどに関する広報活動などについてお聞きしましたが、前回の調査結果と比べて、大きな変化はありませんでしたので、説明は割愛させていただきます。 34 ページからは、アンケートでいただいたご意見やご提案を記載しております。 主なご意見としましては、 ○ごみの有料化に反対、有料化した場合の不法投棄を懸念する。 ○資源ごみの持ち去りに対応してほしい。
--	---

副会長	○ごみの分別ができていない人への苦情、ルールを守らない人への指導・啓発等をして欲しい。 ○カラスがごみを荒らすことに対応して欲しい。 などのご意見を多くいただきました。 説明は以上です。 ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
委員	拝見している中でアンケートを取られるというのは、非常にいいことだと思います。 ただ、冒頭1ページにあります有効回答数が443件ということなのですが、1,500件をランダムに送られ、インターネット回答を含めて、そういう調査で443件というのが多いのか少ないのかというのは私もちょっと計りかねるところなのですが、ご回答いただけている方というのは、おそらく環境問題に関心のある方がお答えなされているということだと思います。 そんな中で、非常に前向きな意見を、あるいはそういう設問に対して回答されている方が、一定数いらっしゃるのですが、行政とされまして、これを何がしかの分母に使われるという話でしたらちょっとそれは当てが外れていくのかなとは思うのですね。 門真市民全体がこのように考えているというわけではないということは、皆さんご理解いただいているかとは思いますが、これを何がしか誘導尋問するような形で使われるのはいかがなものかなということは私の中に懸念の一つとしてあります。 といいますのも、その中でも無回答というのが結構見受けられるのですよね。

副会長	どちらとも言えないというような回答ではなく、無回答というのは、その問題に関して、考えがおよびつかないですとか、そんなこと答えたくないという形のものも一定数見られますから、すなわち、この結果が門真市民の総意であるというような利用のされ方をされると、違いますよねというようなお話が出てくる可能性があるので、懸念材料として申し上げます。 ありがとうございました。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	ご意見ありがとうございます。 おっしゃる通りだと思います。 1,500件送りまして、約30%程度の方がご回答いただいておりますが、やはり環境意識の高い方がご回答いただいている率が高いだろうなと思っています。 前回、一般廃棄物処理基本計画を策定するときにアンケートを実施しました。 そのときの回答が、お手元にあります冊子巻末資料の8-3ページにもございますが、1,500件送って431件の回答があったというのが前回のときの実績でございまして、ほぼ同数の方がご回答をいただいていると思っております。 私どもとしましては、いただきましたご意見が一番重要だと思っており、いただいた意見を取りまとめて多少は読みやすくしましたけども、最後の方に全て上げておりますが、その中でいろんな意見をいただいております。そういった意見を一つ一つ、市の方で吟味しまして、何か取り入れて、今後やっていけるような取り組みがないかなというような時に、このアンケートも活用してまいりたいと思っております。 アンケートの結果で、例えば、ごみの有料化に賛成する方が何%だから、ごみの有料化をするのだとかそういうような使い

副会長	方をするつもりはございません。 以上でございます。 ありがとうございました。 他にご意見ございませんでしょうか。
委員	このアンケートをされて、集計のことなのですけれども、例えば年代別のクロス集計とか性別ごとのクロス集計とかはされましたでしょうか。 もし、そういう結果がわかってくれば、この年代の人たちはこの行動はできているけどこの行動はできてないということが、よりはっきりすると思いますので、もしまだされていないようでしたらぜひご検討いただきたいなと思います。
事務局	よろしいですか。 ご指摘いただいた通り年代別ですとか、女性がどうかとか男性かどうかとかいろんなアンケートの集計方法っていうのはできると思うのですけれども、今ご説明した中でもかなり情報量が多くて、この審議会に諮るのは難しいかと思います。 具体的にそういうような、今後の政策に反映するよっていうときには一つの検討材料として、そのような年代別等の分析も参考にしていきたいとは思いますが、今回は、あまりにもボリュームが大きすぎますので割愛させていただいたということで、よろしくお願いします。
副会長	他にございませんでしょうか。 どうぞ。
委員	アンケート集計大変だったと思いますが、一つアンケートの項目が前回アンケートの内容と違っているところもあるかと思

	いますので、一概に比較という形はできない部分もあったかと思うのですが、比較できる部分はちょっと去年と並べていただけたら、どういう傾向が数年たって表れているのかがわかりやすかったかなというふうに思います。 あとは、このアンケート結果、非常によくわかりますが、先ほど環境意識の高い人がアンケートに回答しているのだろうというのはありましたけども、全体的には今不景気というのもあり、景気の動向も影響してか、例えば食品ロスを減らすとか、そういう意識はどんどん高まっていつているのかなというふうに、このアンケート結果から見受けられるかと思います。 そういう部分を前回アンケートの結果と、今回の結果に対して、全体を通してまとめというか考察というか、もう少し分析をいただければ良かったかなというふうに思います。 以上です。
副会長	ありがとうございました。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	すみません、私どもの説明が不十分だった部分があるのですが、例えば2ページの市民アンケート回答者属性のところを見ていただきまして、それぞれの項目のところに小さく括弧書きで示している数字がありますが、それが前回の調査結果でございます。 ですので、例えば（１）居住地区（中学校区）で言いますと、第2中学校区になります青色の部分15.4%と書いていますが、前回は17.4%だったという意味でございます。 そういう意味で1個1個見ていくとそれなりに違いがあるところもわかってくるかと思うのですが、この5年ほどの間に、核家族化といいますか、1人世帯といいますか、そういったところが増えたり、あるいは町全体が高齢化して、年齢構成が上

副会長	がったりということで、回答者属性の方でも傾向は見られるかなと思います。 一方でやはり環境意識ですとか、例えばマイバックを持って買い物に行くとか、そういうことが一般的になって、協力していただける方が非常に増えている、というようなところは、生活様式の違いということで出てきていると思います。 そういったところが、前回とどのように変わっているのかというのをもう少しまとめればよかったかなと、ご意見いただきましてそのように思います。 また、次の時に活かしていきたいと思います。 ありがとうございます。 ありがとうございました。 他にご意見ございませんでしょうか。 私から一つ質問なのですが、先ほど今回インターネットの回答も OK ということでされて、48 件回答いただいたというご説明があったのですが、このインターネット回答をされた方の年齢層とかはわからないでしょうか。 例えば若い人が多いとか、何か傾向があれば、今すぐでなくてかまいませんので教えてください。 と言いますのは、回答した方々は意識が高い方々かもしれませんが、今後、今までやってきたように郵送で回答を書いて返送をお願いすると面倒くさいなと思っていた方が、広報誌に QR コードが記載されたことで、QR コードで回答できるならやってみようと思う方が一定数いらっしゃるのだったら続けるとかよいのではないか、この QR コードによる回答について広報誌の目立つところに示してアピールするのもよいのではないかと、思ったからです。 また、インターネットによる回答が、もし若い人の回答が多かった、などの、明らかな傾向があれば、今後、アンケートの
-----	--

周知をするときにその情報を活用できるのではないかと思います。

結果に顕著な傾向があつて戦略的に使えそうなことがありましたらインターネットによる回答が増えることを期待して、広報誌の目立つところに記事を置いてアピールするとか、そういう工夫をされたらどうかと思います。

また、アンケート全体の考察は、あまりにも情報量がすごいので大変だと思うのですが、例えば、質問の中に、「市の取り組みを聞いたり利用したりしたことがありますか」という質問に関して、「聞いたことがない」や「知っている」などの回答割合が去年と全く変わっていない項目があれば、その取組項目が多分まったく知られてないのかもしれない、とか、昨年より回答数が増えたのであれば、もしかしたらその項目に対しての市民へのアピールや広報の仕方に効果があったのかもしれないとか、そのような分析をしたり、ごみ出しの仕組みや市に期待する方法が何かあれば回答してくださいという質問も結構設定されていたので、それらに対して多くの方がこういうのを期待しますと回答されていたらその内容を今後の方針の重点として拾っていくということもしてはどうかと思います。

また、今回、アンケート報告の最後に回答者の意見が列挙されていますので、例えば、まず、広報の視点、として1つ定めて、アンケート結果をポジティブ視点で市の活動の効果を探てみるとよいのでは、と思います。

また、全国との比較でも、全国よりも門真市は意識高いですって言われたら、悪い気はしませんよね。

ですので、来年もの回答率を上げるための戦略を検討するために結果を総括していただけると、市の政策検討にも役立ちますし、市民の方への報告でも、アンケート結果に興味持っていて、もしかしたら来年に今度は回答しようかなと思っていただけるかもしれません。

事務局	膨大なデータだと思うのですが、ぜひそのような方針でポジティブに活用していただければと思います。 以上です。 ありがとうございます。 おっしゃる通りですね、せっかくいただいたアンケート結果でございますので、十分に意味を理解し、またそれを市民の方に公開することによって、環境問題に対する意識を持っていたける一つのきっかけになれば非常にいいかなと思います。 貴重なご意見ありがとうございました。
副会長	はい、ありがとうございました。
事務局	一点補足で先ほどのインターネット回答の件なのですが、年齢層は 40 代 50 代の方が多数占められていました。 インターネットだから、若い方がたくさん回答されているというわけではなかったです。
副会長	それはなかなか興味深いというか、逆に 40 代 50 代の方は、お忙しいので、QR コードでやる方が便利とされているのかもしれません。 一般に、アンケートは、時間がたっぷりあるので高齢者の回答数が多いのですが、この結果から、今後の回収率アップの戦略として、インターネットでの回答は、案外有効かもしれないと思いますので、またアピールしていただければと思います。 ありがとうございました。 他にアンケート調査結果についてご意見ありますでしょうか。

委員	この1,500人抽出って無作為っていうふうにおっしゃられてたのは、年齢も全てシャッフルした上で、無作為っていう認識でよかったでしょうか。
事務局	市の年齢別の構成比率で割って、その中で無作為っていう形になっております。 男女比は完全に半々で750・750で出させていただきまして、その中で年齢別の構成比を使って、その枠の中で無作為に抽出するというような形でしています。
委員	わかりました。ありがとうございます。 そこまでされているのであれば、ここに書いておく方がいいのではないかなと思います。 調査の信頼にだいぶ関わる部分だと思います。
副会長	ありがとうございます。 他にございませんでしょうか。
委員	聞き漏らしていたら、申し訳ないのですが、計画の段階ではこちらの書籍にあるようにアンケート期間っていうのを書かれると思うのですが、これはアンケート期間っていつからいつでしたでしょうか。
事務局	すみません。そうですね報告書に書いてないですね。 期間は、9月頭から9月29日までの1カ月位になります。
副会長	ありがとうございます。 ちなみに報告書には実施期間を書いた方がいいと思いますので、公開される前にご記載をお願いします。 他にございませんでしょうか。

委員	意見というか、改めてのご質問なのですけれども、22 ページのプラスチック使用製品廃棄物のところですが、新たに製品プラを分別回収するということを検討されているということですが、具体的にどういうごみを想定されているというのは、ありましたか。
事務局	報告書の方には、製品プラという言葉でひとくくりになっているのですが、新しい法律でリサイクルをしていこうとしているのは、プラスチック単体でできている例えば文具とか、洗面器とか、おもちゃとか、プラスチックでできているものを回収しようとしています。 既に容器包装リサイクル法というのがありまして、容器包装に使っているプラスチックをリサイクルしようというのは実施されておりますが、それに加えて、製品プラスチックでできている製品で廃棄物になったものをリサイクルしていこうというのが、次の課題になっております。
委員	はい、ありがとうございます。 家庭から出るものとして、いろんな種類があるかなというふうに今改めて読んで感じたところです。 23 ページで、一番多い回答としては、わかりやすい分別方法の検討ということを期待されているってということで、多分丸ごとプラスチックの製品であったりとか、プラスチックといろんな物質がくっついた廃棄物であったりとか、そういうのもあると思うので、アンケートが終わってから言うのもあれなのですが、どういうことを想定されて、市民の皆さんが回答されたのかなと。 設問のところにそういう整理・補足説明とかあったのかなというのが改めて感じた次第です。 おそらくこの表題に書かれているプラスチック使用製品廃棄

	物っていうのは、新しく資源循環法で使われている用語かなと思いましたが、どちらかというと少し難し目の用語で、それを製品プラという形で置き換えて書かれていると思うのですが、回答される方は、どういうものが具体的に製品プラなのかを、どうイメージされていたのかなっていうふうに思いました。 それと、わかりやすい分別方法の検討ということで、おそらく多岐にわたるいろんなものがあるので、優先順位を付けてやると思うのですが、分別方法も変わってくると思うので、改めて製品プラっていう言葉の意味っていうのは、どういったものだったのかなというのが質問の趣旨でした。 以上です。
事務局	設問のところには、製品プラの説明としてプラスチック製のおもちゃ、文具、台所用品、収納用品、風呂、洗面用具など、の説明をつけてございますので、回答された方はそういったものが製品プラっていうのだなというのはわかるように、質問はしております。
副会長	はい、ありがとうございます。 他にご質問などよろしいでしょうか。
委員一同	〔意見なし〕
副会長	ありがとうございました。 では、次に参りたいと思います。 次に、（３）「一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにおける主な変更点について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、資料３ 一般廃棄物処理基本計画中間見直しにお

ける主な変更点についてご説明します。

主な変更点としては、表記の 8 項目でございますが、順にご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

1 点目は、「計画期間を 1 年延長」でございます。

図に示しているとおり、現在の一般廃棄物処理基本計画は令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年計画です。

一番下の環境基本計画の計画期間は平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年計画で、両計画は 5 年間のずれとなっております。

それぞれの計画改定と中間見直しのタイミングが毎回重なることになっており、それぞれの審議会で検討された変更内容等を反映することが難しいスケジュールとなっています。

各審議会の内容を反映させるためにどちらかの計画をずらす場合、上位計画である環境基本計画の改定後に本計画を見直す方が合理的であることから、一般廃棄物処理基本計画の計画期間を 1 年間延長して令和 12 年度までの計画としたいので、ご検討をお願いしたいと考えているものです。

2 ページをご覧ください。

2 点目は、最終目標年度における目標値の検討です。

1 点目の計画期間を 1 年延長する場合、最終目標年度が令和 12 年度になります。

一般廃棄物処理基本計画の 64 ページをご参照ください。

このページに示しておりますごみ処理フロー及び目標値の検討が必要となります。

資料に戻りまして、左側の図に「ごみ排出量及び焼却処理量の計画値と推計値の比較」を示しています。

図のとおり、ごみ排出量等の令和 2 年度から 4 年度までの実績値は、ほぼ計画どおりに推移しておりますが、平成 21 年度から令和 4 年度までの実績から推計した、令和 5 年度以降の推

計値は計画値をやや上回っていることから、更なる減量に取り組む必要があります。

次ページ参考 1 に現計画のごみ処理フローの目標値等をまとめております。

また、次ページ参考 2 に北河内 7 市におけるごみ排出量の比較をまとめており、本市は北河内の他市に比べて、事業系ごみの排出量が多いことが判ります。

このようなことから事業系ごみの減量に、より一層取り組む必要があります。

2 ページに戻りますが、本市では、ららぽーとやコストコなどの大型店舗の出店があったほか、古川橋駅北側の大規模開発などが計画されておりますので、ごみ量が増加する要素になるものと考えられます。これらの状況を踏まえつつ、最終目標年度までのごみ処理フローを再検討いたします。

5 ページをご覧ください。

「食品ロス削減推進計画」の策定です。

令和元年 10 月に食品ロス削減推進法が施行されており、同法第 13 条第 1 項で「市町村は、国の基本方針及び都道府県の食品ロス削減推進計画を踏まえ当該市町村の区域における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるように努めなければならない。」とされています。

大阪府下の市町村の策定状況は、円グラフのとおりであり、令和 4 年度末現在で府内 43 市町村のうち、17 市町が計画策定済み、18 市町が計画策定予定または検討中で、食品ロス削減推進計画を単独で策定したのは箕面市と東大阪市だけで、一般廃棄物処理計画の中に位置づけて策定した、あるいは策定を予定している市町は 24 市町です。

本市におきましても、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに合わせて食品ロス削減推進計画を策定したいと考えており、基本的には大阪府の計画と整合した内容にする考えでございます。

	す。 大阪府におきましては、将来目標として「1 2000年度比で2030年度までに事業系、家庭系ともに食品ロス量の半減を目指す。」この将来目標は国と同じ内容となっています。2点目として「2 2030年度までに、食品ロス削減のための複数(2項目以上)の取組を行う府民の割合を90パーセントとする。」としています。 6ページをご覧ください。 門真市の目標設定案は右側に記載しているとおりで、①の削減目標は、国や大阪府の計画と合わせて2000年度比で2030年度までに半減としています。 ②の取り組み目標は、先ほどご説明しました市民アンケート結果を活用して目標を設定することとし、食品ロス削減の取り組みを複数項目(2項目以上)で「ほぼ実践している」の割合を95パーセントとしています。 7ページをご覧ください。 廃棄物減量化のための新たな施策です。 まず、目標は「2030年度までに焼却するプラスチックごみを2015年度比で44%削減」で、これは今年度中に策定する予定の「門真市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」との整合を図った目標としています。 新たな施策の1点目は、(1)プラスチック製品資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物、略して「製品プラ」と呼んでいます。製品プラの分別収集の実施です。 プラスチック製品資源循環促進法は、第1回審議会でもご説明したとおり、令和4年4月に施行された法律で、使い捨てプラスチック製品の使用の合理化や製品プラの分別回収及びリサイクルを推進することが目的となっています。 市町村には、新たに製品プラの分別収集、再商品化のための体制整備、分別基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排
--	--

出の促進などが求められています。

製品プラを分別収集開始するまでのスケジュールをイメージしてみました。

まず、初年度となる【令和 n 年度】は、

- ・ 分別対象とする製品プラの選定、排出量の把握
- ・ 製品プラの収集方法の検討、分別するために必要なストックヤードの検討を行います。

【令和 n + 1 年度】は、

- ・ スtockヤードの設計、予算要求
- ・ 製品プラの分別収集に係る市民への周知、啓発

【令和 n + 2 年度】は、

- ・ モデル地区における分別収集の試行
- ・ スtockヤードの整備工事
- ・ リサイクル受託者の選定

【令和 n + 3 年度】は、

- ・ 市域全体で分別収集の実施

を順に実施したいと考えており、例えば、プラスチック製のおもちゃ、文具、台所用品、収納用品、風呂・洗面用具など、比較的市民にもご理解いただきやすい、プラスチック単体でできた廃棄物を対象にしたいと考えています。

8 ページをご覧ください。

新たな施策の 2 点目が（２）分別排出ルール of 周知・徹底です。

①家庭ごみでは、分別排出ルール of 周知、分別徹底への協力をさらに呼びかけるとともに、分別方法が不適切なごみは、理由を記したシールを貼付して残置する取組を積極的に行います。

②事業系ごみでは、クリーンセンターに搬入されているごみのうち、合わせて処理されている産業廃棄物の適正処理指導を実施するものとし、1 日の平均排出量が 100 k g を超える多量

排出事業者への立ち入りや許可業者の展開検査等を行い、事業所で発生する弁当がらやカップ麺の容器、空き缶、空きびん等は、環境省及び大阪府の通知等を踏まえて、産業廃棄物として適正処理を指導します。

ただし、個人商店等から排出される少量の産業廃棄物については、資料の下側に記載しているとおり、廃掃法第 11 条第 2 項の一般廃棄物とあわせて処理することが適当であると認める産業廃棄物として、クリーンセンターでの処理も認めてまいります。

また、紙ごみのリサイクルを推進するため、原則としてリサイクル可能な紙ごみの焼却工場への搬入を禁止とします。

事業所から排出される弁当がらなどの廃プラスチックの処理については、第 1 回審議会でも議論のあったところではありますが、9 及び 10 ページをご覧ください。

参考として、9 ページには事務所で発生する廃プラスチック等についての環境省の見解を記載しております。

黄色で着色している記載部分を要約しますと、右下【まとめ】のとおり、①産業廃棄物の処理について指導権限を有する大阪府との協議が必要。

②小規模事業場や個人商店等の少量のプラスチックは、産業廃棄物とした場合にマニフェストの交付義務が課せられていることなどを考慮する必要がある。となっております。

また、10 ページには、大阪府のホームページに掲載されています「よくあるご質問」を抜粋しており、Q26 事務所で発生する弁当がらやカップ麺の容器は、一般廃棄物かの問に対して、大阪府は、中央付近の赤字部分ですが「事務所から発生するプラスチック製の弁当の容器、カップ麺の容器のほかペットボトルや飲料缶も産業廃棄物の廃プラスチック類又は金属くずに該当します。」との見解を示しています。

11 ページをご覧ください。周辺市における事業系ごみ、事務

	所で発生する廃プラスチック等に対する取扱いについて調べました。 本市と交野市以外の市では、基本的に産業廃棄物として取り扱っています。 各市の事業系ごみのマニュアルを個別に調べましたところ、△を記した市は弁当がら等が産業廃棄物であることまでは明記されておりませんでした。 本市としましては、周辺市と足並みを合わせまして、先ほどご説明したとおり、事業所で発生する弁当がらやカップ麺の容器、空き缶、空きびん等は、環境省及び大阪府の通知等を踏まえて、産業廃棄物として適正処理を指導してまいりたいと考えています。 12 ページをご覧ください。 5 家庭ごみ有料化の検討です。 家庭ごみの有料化は、13 ページの参考 3 のとおり、大阪府でも南部の自治体や北部の自治体から家庭ごみの有料化が進んでいます。 12 ページに戻りまして、前回の審議会でもご意見をいただきましたとおり、家庭ごみの有料化につきましては、市民のご理解ご協力が不可欠であり、不法投棄の増加も懸念されることから、周辺自治体との連携が必要と考えており、各種施策によるごみ減量化の経過を見つつ引き続き検討してまいりたいと考えています。 6 一般廃棄物処理手数料の見直しです。 ①のごみの焼却処理に要した費用に見合った手数料に見直しを検討、②粗大ごみを持ち込む場合の処理手数料の見直しを検討するものですが、現在、持ち込みごみの処理手数料は 10 kg あたり 90 円を徴収しております。 14 ページの参考 4 をご覧ください。 第 1 回審議会資料と同じものですが、令和 4 年度のごみ 1 ト
--	--

	ンあたりの中間処理費用は、約 3 万 2 千円で約 3 倍の処理費用を要しており、10 kgあたりに換算しますと約 320 円となります。 15 ページには、北河内各市のごみ処理手数料をまとめております。 枚方市が事業系ごみは現在 10 kgあたり 120 円で、令和 7 年 12 月から 10 kgあたり 150 円に値上げする予定となっています。 また、家庭系ごみの粗大ごみは重量性ではなく、粗大ごみのシールや証紙制としている市が多くなっています。 ごみ処理費用負担の適正化を図るため、近隣市のごみ処理手数料も勘案しながら、見直しを行うべく検討してまいります。 また、12 ページに戻ります。 ③の動物死体の処理方法の追加ですが、近年、動物愛護の観点から、犬、猫などの動物の死体を動物死体専用焼却炉で処理するケースが周辺自治体でも増えております。 本市では、動物の死体を廃棄物としてごみ焼却炉で焼却処理しておりますが、ペット飼い主のお気持ちに配慮し、処理費用は現行の 500 円に対して 5,500 円程度必要ですが、動物死体専用の処理業者へ処理委託することが選択できるよう条例を改正してまいりたいと考えています。 7 のごみ処理広域化の検討につきましては、大阪広域環境施設組合への加入に向けて引き続き協議を行うこととしますが、これまでの経過や検討状況を計画に記載するようにいたします。 16 ページをご覧ください。 8 し尿・浄化槽汚泥の処分先の協議・検討でございます。 し尿・浄化槽汚泥については、令和元年度から、四條畷市立環境センターへ搬入し共同処理していますが、四條畷市との協定書により委託期間は令和 10 年度末で満了となっています。
--	---

副会長	本市の下水道は、大阪府の寝屋川流域下水処理場で処理していることから、令和 11 年度以降の処理方法については、流域下水道の大阪府及び寝屋川流域下水道の関係市と協議・検討を行ってまいります。 説明は以上でございます。 ご説明ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。
事務局	その前に一点だけちょっと補足説明させてください。 12 ページの説明のところで、6 の一般廃棄物処理手数料の見直し②のですね、粗大ごみを持ち込む場合の処理手数料の見直しを検討するということですが、現在ですね粗大ごみを処理する場合、ご家庭で粗大ごみを収集してくださいというようなことを事前予約していただいて、粗大ごみの種類に応じた処理券を貼っていただくということになっております。 それで指定場所に出してごみを収集してもらうということになっているのですが、持ち込みをする場合は、10kg 当たり 90 円の料金をいただいているということで、結構料金差が生じているかなと思っております。 処理手数料を公平に負担していただくために、粗大ごみを直接お持ち込みいただく場合も、粗大ごみの種類に応じた処理券を貼っていただくようにした方がいいのではないかなということを検討してまいりたいと考えております。 他都市の状況がどうなっているかということでございますが、15 ページですね、先ほど参考で見てくださいました北河内のごみ処理手数料では、家庭系の持ち込みで、粗大については割とシール制と書いてあるところが多くありまして、持ち込んでいる場合でもやっぱりシール制で、料金を払っている市が

副会長	多いのかなと思っております。 すいません、ちょっと説明がもれてしまいました。 以上でございます。 ご説明ありがとうございました。 では、改めてただいまのご説明につきましてご意見やご質問はございませんでしょうか。
委員	何点かあるのですけれども、まず2ページ目のですね、最終目標年度に関してなんですけども、冒頭お話されたように、らぽーと門真さんですとかコストコさんが非常に大きな店舗として昨年オープンされました。 私もちょっと関わっている身で言わせていただきますと、かなりのごみ量が出るのですね。 もちろん手前どもの方で産廃処理させていただいているものや他業者が一般廃棄物として本市に持ち込みさせていただいている部分も踏まえてなんですけども、令和5年度以降、表を見ますと下方にグラフが伸びているわけなのですが、4年後ぐらいですかね、確かモノレールが延伸するはずですね。 それに応じて集客率も上がるのかなというのと、奇しくも本日旧正月にあたりますでしょうか。 大陸の方からのインバウンドが今後増えていく中で、実はらぽーとさんの2階部分なんですけども、実際、鶴見のアウトレットモールにあった店舗さんがほぼ横滑りできているのですね。 コロナ以前、蒸し返しのような記憶になるのですけども、中国からのインバウンドのお客さんが、例の鶴見のアウトレットパークに観光バスで、ものすごく押しかけていらっしゃったなんていう場面がありました。 もちろんこの予定数量といいますか、検討数量なので、ひょ

っとしたら下方に伸びるよりも少しばかり上方に伸ばすような形で考えられた方が無難なのかなと思います。

この間、息子と一緒に YouTube を見ておりましたら、ららぽーとさんへの行き道が、淀屋橋からシューっと行ったら着くよといった会話を女性 2 人でされていたのですが、門真駅から結構歩くよねって思っていました。

モノレールが延伸すればシューっと行くことが可能になるのかなと。

もちろんごみ量が増えるという話ですから、その辺りも踏まえて推計の比較を考え、御検討をもう一度されてみた方が良いのではないかなというのが私の中であります。

それとですね、食品ロスについての話なのですが、私ども東大阪の方で、食品ロスに関しての工場を持っている身なのですが、どうしても、どうしても、どこの市町村の取り組みを見ても、例えば食べ残しをさせないですとか、あるいはそもそも発生抑制させるとか、もちろん目標としては食品リサイクル法の第 1 に挙げられるような手法でありますから、そもそもの発生抑制というのは、手法としては、当たり前の話になってくるのですが、どの市町村さんを見ても、その後の取り組みというのがなされていないような形になるのですよね。

書いてはみたものの、誰もやっていないというのが現状でございます。

私は以前からこういうものを教育に刷り込んでいったらどうかというのを各方面でお話をさせていただいています。

そもそも論、この食品ロスの取り組みといいましても結果が見えないところがあると思うのですね。

門真市におきましては小中学校が給食制であると、私も門真で生まれ育っていますから、その辺りよく知っています。

ただ、思春期の女の子ですとか、そもそも太りたくないとかいうのがあから、食べ残しをしないというのはお題目として

いいのですが、そもそも食べ残さない量しかお皿に盛らないというような結果になって、マスクデータでもされているわけではないと思うのですが、1クラスに例えばおかずのバケツを持ってきて生徒さん分をよそうのですが、元々のおかずのバケツに残留している食品がロスとして出ているのではないかなという懸念もありますね。

ただですね、これも合わせ技ではないのですが、最近の大学生はAO入試なんていうものが増えてきて、例えば各クラスに1人ですとか1学年に数人とかでもいいのですが、そういう環境に意識した委員を作って、例えば大学入試のときに中学校あるいは高校の時に、こういう取り組みをしましたというような実績が残るようにしてあげれば、入試にも有利になりますし、何がしかの結果も出てくるのかな、なんていうのを勝手に考えている次第です。

ただそういう子がね、いじめの対象になってもいけませんから、あいつなんか大学受けるために環境意識がどうのこうのと言っているうるさい子やとなってもいけないので、よくご検討いただけたらと思います。

私が何を言わんとしているかというと、文字に書くのは非常にいいことなのですが、大変申し訳ないのですけれども、門真市民一人一人にこの冊子を配っても、果たして先ほどの1,500分の440いくらかのように、何人の方が見られるのかなとは思うのですね。

実際そういう動きをとっていかれるのも一つの手かなとは考えています。

あと、事業系ごみに関して、書かれている8ページの部分に関しては、事業者の方への立ち入り検査というのは、実施されている中で、今後、効果は出ていくのかなとは思っております。

実際、我々許可業者としてとんでもないものが捨てられてい

る場面があります。

残置処置させていただいて、産業廃棄物ですというような受け答えはさしていただくのですけども、やはり混ぜて捨てられると、手前どももどうしようもないので、去年の年末あたりから行政の方がやっけていただいている動きというのは、非常に減量に直結するのかなと。

ただし、奈良の早起きという言葉があるのですけども、目の前から消えればいいというわけじゃないので、その後、どのように処分されていますかというような後追い調査をされると非常にいいのかなと。

産業廃棄物という形ですから、市町村が面倒を見るということとは必要ないのですけれども、きちんと処理されているかどうかというところまで追求していただけたらいいのかなというところはあります。

あと気になりましたのが、11 ページ目の事業所で発生する廃棄物の中で、廃プラスチック等についてそれぞれ各市町村の見解があるのですが、大阪市・八尾市・松原市・守口は既に大阪広域環境施設組合のメンバーであり、見解を合わせているという趣がありますので、どこからかそういうご指摘があったときにうまくちゃんとそういうことじゃないですよというレクチャーをしていただけるご用意をしていただいた方がいいのかなと。

多分こんなこと言うのは私しかいないと思ったので、老婆心ながらというところです。

あとですね、これは市民さんに全て直結してくる話になるのですけども 12 ページですね、処理手数料の見直しに関しましてなんですが、もちろん一般家庭に落とし込みますと、ご主人あるいはお母さんの給料が多ければ多いほど、それは良いわけでありまして、かかる経費として、例えば物価が上がるとなると、非常に顔が曲がるような思いではあるかと思うのですけれ

ども、もちろん門真市におかれましては今後、広域の方に所属していられるのか、あるいは単独の焼却炉を維持されていられるのかというのは、また協議していただくかとは思いますが、ただ言い方悪いですが、かかるものはかかるという形になってくると思うのですね。

もちろん家計に置き換えた話になって経費が少ない方がいいのはいいのですが、ただ門真市でこれを処分するにはこれだけの金額がかかりますよというところは、市民さんあるいは法人市民さんに、担っていただかないといけない部分だと思います。

私も門真市の許可業者でありますから、法人市民さん方あるいは市民さん方に、値段が上がりますよっていうのは言いにくいところなのですが、いかんせん廃棄物というのはきちんと処理されるという体系が担保されないと生活環境に直結する話ですから、値上げに関しては致し方ないのかなとは考えております。

ただしですね、何月何日からプラス 50 円ですよとか言われると、ちょっと皆さん目剥かれると思いますので、それまでの間の周知徹底ですとか、あるいはいきなりするのではなく緩やかな階段方式にさせていただくとかいろいろ方法があると思いますので、そのために我々許可業者にも協力せよというような話があればそれはさせていただきます。

ただ、今回は審議委員として発言させていただくならば、そのような形で皆さんにご周知していただく、あるいはかかるものはかかるということをご理解していただく必要性はあるのかなと思います。

そんなことを言う中で、気になったのが 6 番の③で動物の死体処理に関してなんですね。

今まで 500 円だったのが 5,500 円になりますっていうと、皆さん目剥かれると思うのですが、全てすべからくこれという

事務局	話でもないと思うのですよね。 愛護動物として、あるいは家族としてのペットを見送るという形でしたら、これは葬儀と同じ意味ですから、新しい設備を整えて、一体 5,500 円というのは致し方ないのかなというところではあります。 こんなことを動物愛護団体の方に聞かれると、家まで押しかけられるのではと思うのですけども、そうじゃないような動物もいるわけですよね。 例えば、家の前に鳩が死んでいたとか、野良猫が死んでいたとなって、それも 5,500 円払わないといけないのかっていうと、そういうわけではないと思うのですよね。 それに関しては、廃棄物扱いという形で従前の通りされても、おそらくどこからも文句は出ないのかなと。 可愛がっていた家族の一員のペットとそういう害獣のようなものが同じ処理をされるというのは、やはり家族としても忍びないのかなと。 もちろん処理の仕方が変わるわけですから、これに関しても、値段が上がるというところではご理解いただける向き、あるいは御案内していただく向きでいいのかなとは思っております。 非常に多くのご指摘をいただきまして、全部にお答えできるかどうかかわからないですけども、まず一点目が将来的なごみ排出量がどうなるかというところなのですけども、うちの方も、ららぽーとさんとか、大きな店舗ができて、その店自体を見ると結構なごみ排出量が出てきているなと思っております。 その辺の排出実績ですとかそういったものも見ながら、将来のごみ排出量を推計するときに、勘案していったらいいかなと思っております。 なるべくごみの減量に取り組んで、ごみの量は減らしたいと
-----	--

は思っていますが、一方でもちろんそういう大型店舗が門真に来ていただくこと自体は、ありがたいということなので、その辺も含めまして検討してまいりたいと思っております。

それから2点目の食品廃棄物の関係です。

私もやはり、食べ残しを減らすとか、企業さんでできるところはもちろんやっていただかないといけないですし、ご家庭の方でということになるとやっぱり学校教育といいますか、委員からも御指摘のあった通り、教育が一番大事なかなと思っております。

そういう意味で、皆さんに物を大切にする気持ちっていうのですかね、もったいないという気持ち、そういったところを周知していく、御理解をいただくようなこと、あるいは学校の方にもご協力をいただきながら、周知する機会を作っていければかなと思っております。

それから、手数料の話でございしますが、ちょっとあの一点だけ修正しておきたいなと思ったのが、その動物の死体ですが、あのすべからく5,500円になるということではなくて、5,500円という動物死体焼却専用のルートを新たに設けて、選択肢として一つ追加するというところでございます。

従来の方法はそのまま残っておりますから、ペットだったからやっぱりごみと一緒に焼却されるのはかわいそうと思われる方は、5,500円お支払いいただきたいということですのでよろしくをお願いします。

あと手数料を上げさせていただくところですが、もちろん、住民の皆さんに負担をいただくということになるのですが、やはりその適正な費用負担というのにも必要かと思えます。

平成27年のときですかね、90円にごみ手数料をしたときの議論として、実際にかかっている費用の半分ぐらいを負担いただくのがいいのではないかと議論いただいておりますので、同じように考えると、大体150円とか160円とか、枚方市さんと

	同じようなことになるのかなと思いますし、確かに 90 円から、いきなりその金額に上げるっていうのも問題があるかなと思いますので、段階的に上げていくというようなことも含めて検討してまいりたいと考えております。
副会長	ご説明、ありがとうございます。 よろしいでしょうか。
委員	はい、ありがとうございます。 別にあの私が納得するかとかそんな話じゃないです。 ただ、値上げありきっていうことじゃないのですが、物価が上がっていく流れの中で、クリーンセンターで働いていらっしゃる方々の給与面ですとか、設備その他諸々というのは、決して安くなっていくわけではないのですよね。 何度も廃掃法の形で話しますけども、元々、廃棄物処理というのは、生活環境を保全するとか、あるいは公衆衛生を向上させるというのは、市民の皆さん、国民の皆さんの生活を担保するための法律でありますから、もちろん廃掃法というのは規制法でありますから、これをしてはいけない、あれをしてはいけないというような文言はいろいろ書かれているのですが、生活基盤を安定させる、あるいは伝染病が蔓延しないですとか、そういうための法律でありますから、至極当たり前にきちんとそういう仕組みが安定しないといけないわけなのですよね。 したがってという話ではないのですが、焼却炉を運営するためには、色々な経費がかかるわけですから、その値段が上がるということは、皆さんにご理解いただく必要性や環境を担保するということになるという話をしなければいけないことは、皆さんにご理解いただかなければならないことなのかなと思います。

	正直私も門真市民ですから、値上がりするのはあまり好きじゃないのですけどもね。 ただ、このままの金額で明日からちょっと汚くなりますと言われるのも嫌ですからね。 ただ、どう理解していただくかというところが一番難しいのですけども、やはり教育に落とし込んでいくということを、以前から言わせていただいているのですが、先ほどの 1,500 分の 440 程度っていう数字より、環境に配慮される、あるいは考えられるという方が少なからずいらっしゃるわけですから、例えばそういう委員を作っていくとなってくると、とある一般社団法人で、啓発部隊みたいなのを育成されているところもあるのですけどもね。 一番簡単なのは、例えば、学校で美化委員ですとか風紀委員ですとかいうのがあるように、環境委員ですとかを作って、啓発されるのは面白いのではないのかなと思っておる次第です。
副会長	ありがとうございました。 よろしいでしょうか。 他にご意見ありましたら、よろしくお願いします。
委員	難しいことは私もよくわからないのですが、学校で教えるのも大事だと思うのですが、基本家でごみを捨てるときに、どういうふうに分別するかっていうのも大事だと思うのですね。 あまりきつく分別をしますと、部屋に置きっぱなしになったりすることもあると思います。 それは、子供もそうだし、家庭、ご老人、一人暮らしの方、お仕事されている方でもそうなのですが、忙しくてごみの時間に間に合わないから出せなかったと言って、だんだんごみ屋敷ではないですけど、そういうものが増えていっても、一応自治会もちょっと絡んでいますので、困るなと思います。

	ごみを捨てる、粗大ごみにごみ処理券を貼るのは、車がない方で取りに来てもらわないといけない人が、貼って出されていると思うのですよ。 私は車を運転するので、ある程度たまったら予約して、クリーンセンターに持って行って、重量で、比較のお安い感じで、捨てさせてはもらうのですが、大きいものは自分で車に積みないので、ごみ処理券を貼って、お願いするのですが、そういうのがお年寄りの方へ負担がかかっているのだろうなと思っています。 なので、色々値上げされると、不法投棄とかも心配だし、たまに「これは持って帰れません」というシールが貼っていてもしばらくずっと置いていたりするのです。 そうすると、なかなか自治会の中で景観が悪くて、自分が引っ込めればいいのだけど、それをしない方もやっぱりいらっしゃるので、なかなか値上げ等も難しいし、いろんなことが絡み合って、難しいなと思うのですが、学習というか教育ということでは家庭が一番かなと思いました。 以上です。
副会長	ありがとうございました。 市の方からコメントありましたらお願いします。
事務局	ありがとうございます。 確かに家庭教育は大変重要だと思います。 それから、アンケートの中でも多くご意見いただいていたのが、ご指摘いただいたお年寄りの方がごみを出すのが大変なので、手伝ってほしいとかのご意見も結構ございました。 門真市としてやっているサービスもございますので、その辺の周知をして、どうしても1人で高齢でということになると、粗大ごみとかを出すのが、困難になりますので、そういうお手

副会長	伝いもやっておりますので、周知していけたらなと思っております。 はい、ありがとうございました。 他にご意見ご質問ございませんでしょうか。
委員	まず、食品廃棄物ロス削減目標のお話で6 ページのところですね、これはアンケートの7 ページの方と連動させていると思うのですけれども、他にももっと低い数字のやつも実はあると思うのですね。 例えば、あのアンケートの方の7 ページの結果では、バラ売り商品とか、商品棚の前の方から取るとかっていうのは低かったりするわけですが、あえてこの目標に絞られているっていうところは、まずちょっとそういうことなのかなというのが、まず一つ目とですね。 それから、ごみ処理の持ち込みの話について、12 ページの粗大ごみですが、これはシールを貼っておいて取りに来てもらう場合と同じようにするという理解でよろしいですか。 門真市としては、収集の業務量が増えるっていう可能性もあるという理解でよろしいですか。
事務局	1 点目の食品ロスのお話ですね。 これは大阪府の食品ロス削減推進計画の取り組み内容に合わせた形で目標を設定するのがいいのではないかというふうに考えておまして、何でそんなことを言っているかという、国の方が、都道府県が計画を作っていますので、その計画と矛盾しないように計画を作りなさいということを言っております。 ですので、大阪府の計画に近寄ってといいますか、同じような趣旨で、大阪府の計画に目標を合わせているというところで

	す。 おっしゃる通り、もっと違う視点から、目標設定する考え方もあるかもしれないですけども、国の指導に従って、そっちの方に近づけているという話でございます。 それから、粗大ごみの話ですが、もちろん同じ料金を支払うのでしたら、運んでもらう方が得なのでそういう方が増えると思います。 ただ、市の焼却工場に持ち込まれる方がたくさんいらっしやいまして、それはそれで市も困っているところがございます。 年末年始なんかですね、ずいぶん周囲に車が止まったりしてご迷惑をかけていたりします。 その車を整理するためにガードマンを雇って誘導したり等、余計なお金を使っております。 そういったところもありますので、なるべく効率よくやっていった方がいいのではないかなという思いもでございます。
委員	ありがとうございます。 一つ目の方は、例えば大阪府に合わせた目標と、門真市独自の質問紙調査に基づいた目標っていうのを設定されてもいいのではないかなと思います。 せっかく質問し、調査されていますから、この結果がどう活かされているのかという疑問が出てしまわないかなというところがありますので、もし可能であれば、全体の大阪府に沿ったものと門真市独自のものがあってもいいのかなと思います。
事務局	ありがとうございます。 ちょっとこれから図書を作っていく中で検討してまいりたいと思います。
委員	門真市さんとしては、できたらごみを取りに行かしてほしい

事務局	というスタンスということによろしいですか。 持ち込みごみをどちらかという減らしたい気持ちがあります。
委員	そういう意味での平準化っていうことですね。 あと、もう 1 点よろしいですか。 門真市さんの事業系ごみが多いってようなお話のグラフが、4 ページにありますけれども、これは 11 ページのどのごみを一般廃棄物として処理するか産業廃棄物として処理するかっていうところともちょっと関係してそうかどうかっていうあたりなんかは、どんな感触を持たれておられるでしょうか。
事務局	関係しているだろうと思っております。 実際に他市では産業廃棄物ということで一般廃棄物処理施設に持ってきてはいけないものを門真市としては、一般廃棄物と合わせて処理することができるということで受け入れをしている部分がございますので、そういったところについては、どの程度ごみ減量ができるかはわかりませんが、適正処理を進めていくことで、ごみ減量に繋がっていくというふうに思っております。
委員	この区分の変更でごみの流れが民間の方に行くのか、行政の方に行くのかに分かれるところがありますし、今後、大型の商業施設が入ってくるっていうことになると、見通しが非常に複雑になるというのはよく理解できるのですが、そこで単独、広域化を選ぶというような議論を、併せてされる必要があるのではないかなと感じました。 以上です。

事務局	私どもとしてもごみ減量には努めていかないといけないと思っていますし、どうしても門真市がこれまで排出事業者に対する指導を適切に実施してこなかったということで、本来やったら入れたらいけないようなものまで、捨てられていたというところもあるのではないかなと反省しております。 そういう意味で排出事業者への指導ですとか、今はもう実施しておりますがクリーンセンターにおける展開検査ですとかそういったことを適切に実施することで、適正処理を推進し、ごみ減量に繋げていきたいと考えております。
副会長	ありがとうございました。 他によろしいでしょうか。
委員	1点だけ確認です。 11ページの周辺市における事業系ごみの区分についてのところ、先ほどのお話の中でも広域化の流れに沿って実施されている地域もあるよというところなのですが、これが計画書の中にこの表が載ってくるのであれば、門真市は他の地域より遅れているよということを示す一つの表なのかなと思いますので、わかるのであれば、他の地域がいつから実施されているのかというところの実施時期が書かれてあった方がわかりやすいのかなというふうに思いました。
事務局	これは一般廃棄物処理基本計画の図書の中に記載しようとは思っておりませんが、実施時期等については、また調べるなりして、だいぶ前からこういうように指導されている市もありますし、最近方向を変えられた市もあるかなと思っております。
副会長	はい、ありがとうございました。 他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

私から一点だけ。

先ほどこから複数の委員の方が食品ロス等も市民の理解が必要ですが、色々な事情の方がいらっしゃる、というお話をされました。確かにごみの問題を市民の方に理解してもらって自発的な行動を促す、ということに、今は、必ず、すぐに結果を出せ、という風潮が多いのですが、やはり醸成していくというか、徐々に考えながらやっていくということが必要だと思います。

教育ももちろんそうなのですが、高齢者の方に対してであれば福祉の問題や高齢者と絡んでおられる市の部署の方の意見も聞くのも必要だと思います。

先ほどのアンケート回答で意見の多かった家庭ごみの持ち込み・持ち込まない、に関する処理手数料の件などは膨大な回答者の意見を活用いただく。

また、ここは廃棄物の問題を審議する審議会なのですが、結局は、リサイクルの問題はSDGs、つまりの持続可能というキーワードでごみの問題が絡んできます。

学校教育の場で、今ものすごく積極的にやっておられるSDGsなどに関する環境教育というところにうまく絡めて、身近な生活のごみの問題と地球環境の問題とを繋げて教育していただく。

お金の話も、有料化などはかなり時間をかけながら議論し醸成していき、一方で手数料などの直近で改訂しなければならない話は、今年のアンケート調査の結果などを踏まえて各部署で落としどころを探る、という方針でやっていくしかないと思います。

将来的な意識醸成を考える際には、具体的に市民の方が何を求めているのか、もちろん全部要望を聞くわけにいかないのですが、どれが多くの人にとって一番メリットあるのかを考え、しかしデメリットを被る人のことを無視して、ただ従えというの

ではなく別の違う対応を検討してみる、ことが必要で、そのためにはアンケート結果の分析に加えて、可能なら、福祉や教育に関わる人たちの意見も聞きながら、やっていくしかないのではないかな、と、議論を聞いていて思いました。

“市民の理解が必要”と必ず書かれるのですが、これは本当に曖昧な言葉で、それを具体的に実現しようと思ったら、今日意見が出ていた教育が必要ですし、しかし、厳格化しすぎて理解を進めるのはちょっとおかしいですし、温暖化問題もありますが原理主義になってはいけないので、難しいです。

極端な話をすると、結局リサイクルやSDGsを完璧に実現しようと思ったら独裁国家が一番ということになってしまいます。

が、そのような国家でコントロールされている世界を実現するのが目的なのかというとこれは本末転倒です。

厳格なルールを設定しても守らない人がでてきて、ごみなら不法投棄が出ますし、どうしても、ルールに対応できない方もでてきます。

SDGsの目標には誰1人取りこぼさないというフレーズがありますが、これらは違う意味で使われることが多いのですが、地球上にいる誰もがみな快適に幸せに暮らす社会にするというのが目的ですので、ルールの方が本当のコンセプトとかけ離れないようにすることを目指すのがいいのではないかなと思います。

全然、具体的な話ではないのですが。

今日の皆さまの議論を聞いていて、まずは、アンケート結果をいろんな観点から分析して何かアイディアを掴んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

アンケート調査を使ってたくさん分析しろとプレッシャーをかけているのですが、この中間見直しと抱き合わせでアンケートをとられたので、何かヒントになるようなところを掴ん

事務局	でいただいて、アンケートの皆さんの意見が中間見直しにすぐ役に立っていますよと市民にお知らせするのも効果的な発信の一つだと思いますので、よろしくお願いします。 貴重なご意見ありがとうございます。 アンケートの中にも、例えば近くにお住まいの方でごみの分別ができてない方がいらっしゃるので、行政の方からもっと厳しく指導してほしいというご意見もありますし、資源ごみの持ち去りの問題で、マナーの悪い人もいらっしゃって人の敷地の中に勝手に入ってきて、缶を持って帰られるというようなことも実際に起きておりまして、苦情とかになっている部分がございます。 そういったところもございまして、どうやって皆さんの理解を得ながら、行政を進めていけばいいのかというのは大変難しいところでございますが、皆さんにご協力をいただかないと、この事業ができるものではございませんので、皆さんのご協力がいただけるように、私どもも頑張ってまいりたいと思います。 貴重な意見ありがとうございます。
副会長	他にご意見ありますでしょうか。
委員	他の部局の方との連携はされているのでしょうか。 食品ロスとか廃棄物は環境部局のものだけではなくてきていますので、例えば教育関係の部局と連携されているのかを具体的にお聞かせください。
事務局	他の部局との連携ですけれども、環境学習としまして、教育委員会の方と連携しまして、毎年小学生向けにクリーンセンターに来ていただいて、環境学習を実施しております。

委員	食品ロスのお話とか、廃棄物減量のお話とかを講座とか体験学習等で実施しております。 あと、環境に関しての絵を書いていただいたりとかも実施しております。 廃棄物に特化するわけではないのですが、資料の1ページ目でも説明しました通り環境基本計画の方も今並行で動いております、環境基本計画でもいろんな部局に集まっていたいて、環境全体のお話をした上で上位計画として定めていきたいなと思っておりますので、部局内だけでなく他部局とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。 ありがとうございます。 先ほど資源の持ち去りの話でも出ていたと思うのですが、生活困窮者もしていますので、そうなりますとそういう方々への福祉の方からのアプローチっていうのが必要になりますので、今申し上げた次第です。 以上です。ありがとうございます。
副会長	ありがとうございました。 他にはいかがでしょうか。
委員一同	〔意見なし〕
副会長	ありがとうございました。 これで御質問はないということで、私の方から本日の議論のまとめをさせていただきます。 本日議事が3つございました。 1番目は、第1回審議会でも3一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに関して、まず第1回ではどういうことを検討しないと

いけないだろうかということで、委員の皆様からいただいた意見について、市としての対応をご説明いただきました。

これに関しては、資料で反映はされておりますが、一点だけごみ処理広域化は前提なのか検討なのかという話がでましたが、この資料を見たら検討ということですので、この1回目の意見の整理をされた文書については文言を統一していただければよいのではないかと思います。

2番目のアンケート調査の報告についてですが、たくさんご意見をいただきました。

大前提として、回答者というのが、ダイレクトに市民の母数だというふうに考えないよう、慎重を要するというご意見がありました。

調査報告書自体が市民の皆さんにも見てもらうということで、過去との比較がしやすくするとか、まとめ方を少し改良してはいいのではないかというご意見も多くありました。

また、データがグラフや表でまとめられてはいるのですが、例えば、クロス集計をしてみて、多種多様な方の傾向がないかっていうような統計的な分析を進めるというのもよいのではないかというご意見がありました。

報告書にはアンケートに書いていただいた意見を全部報告書に載せていただいているということで、活用の方法や分析をするにあたっては、市の政策の何に繋げるという視点から、膨大な量ではありますが、ぜひこの貴重なデータを何に活用したらいいかというのを検討していただきたいという要望もありました。

アンケートの回答を呼びかけるという広報についての工夫も今後また検討していただきたいという要望もございました。

たくさんいただいたご意見をまとめると以上になるかと思います。

3番目の一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに関しまして

司会	は、この計画には将来予測が必要なのですが、推計にあたっては、現時点でわかっている廃棄物が増える要素と日本全体の人口減少・高齢化の傾向に加えて門真市独自の開発計画や内外の観光の動向なども踏まえて、慎重に推計する必要があるのではないかという問題提起がなされましたので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。 この中間見直しで一番議論が必要でかつ難しい課題が食品のロス削減での問題とごみの持ち込みとかによるお金が絡む手数料の問題、有料化の問題で、これらに関しては、これだという解はすぐに出ないですし、市民全員の OK はもらえないと思うのですが、これらに関わる他の色々な市の計画も検討し、他部署との情報交換も必要だと思います。 教育という視点でもこの中間見直しの変更の議論に入っていけるような、廃棄物の問題を大きく環境問題というコンセプトの中に位置づけることを忘れてはいけないのではないかというご意見もありました。 あと、近隣の他都市との連携、ということが書かれていましたが、他都市とはどう違うのかという分析は、廃プラもそうですし事業系ごみの話も、連携というよりはまずは情報交換がとても大事なのではないかというご意見が多かったと思います。 以上の意見が、この３番目の議事では出ていたかと思います。 もしかしたら、他に抜けていることもあるかもしれませんが、今日の議事のまとめとさせていただきたいと思います。 以上です。 本日予定しておりました案件は審議できましたが、最後に「その他」という項目がございましたら、市の方で説明をお願いいたします。 はい、すいません貴重なご意見をいただきありがとうございます
-----------	---

	ました。 頂きましたご意見等を踏まえまして、一般廃棄物処理基本計画の中間見直し作業等を行ってまいります。 なお、議事録等の確認についてなんですけれども日程的な制約等もございますので、会長もしくは島田副会長に一任とさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
委員一同	〔異議なし〕
司会	最後に、（４）「その他」でございます。 次回審議会の開催は、だいぶ先になりますが、令和６年１１月８日（金）午後２時からを予定しております。 すでにご都合が悪いようでしたら、お教えてください。
委員一同	〔異議なし〕
司会	本日ご欠席の方もいらっしゃいますので、日程が近づきましたら、改めてご都合を確認させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
副会長	ありがとうございました。 委員の皆様には審議会の円滑な推進にご協力いただき誠にありがとうございました。
司会	それでは、これをもちまして、第２回「門真市廃棄物減量等推進審議会」を閉会させていただきます。 長時間にわたり、まことにありがとうございました。